明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

告　　示

○国家公安委員会告示第二十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十一年十月二十九日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月十三日

国家公安委員会委員長　中井　　洽

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N09－52	ＮＥ432 ＥＮＥ432	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－53	ＮＥ632 ＥＮＥ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－54	ＮＳ432 ＥＮＳ432	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－55	ＮＳ632 ＥＮＳ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－56	ＮＤＡ63 ＥＮＤＡ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－57	ＮＫ732 ＥＮＫ732	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－58	ＮＦＴ73 ＥＮＦＴ73	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－59	ＮＭ632 ＥＮＭ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－60	ＮＮ632 ＥＮＮ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第二十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十一年十月二十九日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月十三日

国家公安委員会委員長　中井　　洽

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A09－52	ＮＥ432 ＥＮＥ432	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－53	ＮＥ632 ＥＮＥ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－54	ＮＳ432 ＥＮＳ432	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－55	ＮＳ632 ＥＮＳ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－56	ＮＤＡ63 ＥＮＤＡ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－57	ＮＫ732 ＥＮＫ732	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－58	ＮＦＴ73 ＥＮＦＴ73	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－59	ＮＭ632 ＥＮＭ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－60	ＮＮ632 ＥＮＮ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第二十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十一年十月二十九日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月十三日

国家公安委員会委員長　中井　　洽

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K09－2	クボタ電動カート ＥＳ400	株式会社クボタ 大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目２番47号

○外務省告示第五百三十一号

平成二十年十一月二十一日にリマで署名された投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十一年十一月十日に東京で行われた。よって、同協定は、その第二十九条1の規定に従い、平成二十一年十二月十日に効力を生ずる。

平成二十一年十一月十三日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第四百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十三日

厚生労働大臣　長妻　　昭